

所得税 ▶ 3/15 消費税 ▶ 3/31

確定申告 マイナンバー

しっかり対策

今すぐ

民商

法律から考える

マイナンバー-Q&A

Q① 申告書に番号を書くのは義務ですか？

A 番号がなくても有効です。税法に「記載しなければならない」とありますが、国税庁は「書かなくても受理する」と回答し、罰則も不利益もなし。これは「訓示」的規定とされ、一般的な義務と違います。むしろ、番号を書けば本人確認など余計な手続きが求められます。

Q② 保険会社などから番号を求められたが？

A 番号法のどこにも、人に番号を教える義務はなく、あくまで個人の自由です。「番号がないと払えない」も間違いで、そんな法律はありません。役所などの窓口でも同じです。

Q③ 源泉徴収に、従業員の番号は必要ですか？

A これも番号がなくても有効です。むしろ、番号を預かれば厳重管理が求められ、漏えいには重罰が。リスクは避けられず、経営を圧迫します。

マイナンバーは
プライバシー権の侵害！

全国で「憲法違反だ」と訴訟が起こっています。国民監視に使われ、情報漏えいや詐欺も収まらず…こんな危険な制度は廃止すべきです。

まだ間に合う！



いよいよ確定申告の期限がせまっています。準備はいかがですか？ マイナンバー対策は？ どうしたらいいか困ったときは、ひとりで悩まずお近くの民商へ。

納得・安心の 申告を

確定申告はとても大切。住民税や国保料にも連動します。商売と生活を守るため、民商で自主申告をすすめましょう。

税務署は相談に乗らない!?

申告会場を減らし、相談時間も削減です。まるで「来るのは迷惑」と言わんばかり。税務署に行く前に、お近くの民商へ！

記帳・決算 自分でできる 分かる！

民商なら、日々の記帳が気楽にできて、商売の自信がつかます。個人・法人・青色申告…どなたにも好評です。

民商で3つのパワーアップ

- ①領収書整理からパソコン記帳までOK
- ②経費見直し、資金ぐりなど経営に役立つ
- ③税金の仕組みがわかり、権利も学べる

納税がしんどい ときは

税金も社会保険も高すぎです。それなのに滞納すれば差押えも。法律を活用して、商売とくらしを守りましょう。

新制度をつかおう

- 申請型「換価の猶予」
- 期限：納期限から6ヵ月以内
 - 分納：払える額で1年、延長1年（計2年）
 - 延滞税：9.0→1.7%

国税、地方税、保険料などにも使えます。



社会保険、許認可、補助金も…商売なんでも相談

0120-22-0000

民商おおさか

ウェブ検索

ツイッター：@daishoren



●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円